

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

優先交渉権者選定基準書

令和7年7月

足柄上衛生組合

目次

第1章 優先交渉権者選定の手順	1
第1節 位置づけ.....	1
第2節 契約締結までの流れ.....	2
第3節 審査内容.....	3
第2章 基礎審査及び評価基準.....	4
第1節 参加資格確認申請書類の基礎審査	4
第2節 企画提案書の基礎審査	4
第3節 企画提案書の評価基準及び得点化方法.....	4
第4節 提案価格書の得点化方法.....	4
第5節 総合評価点の得点化方法.....	4
第3章 評価項目	5
第4章 審査結果の公表.....	6

第1章 優先交渉権者選定の手順

第1節 位置づけ

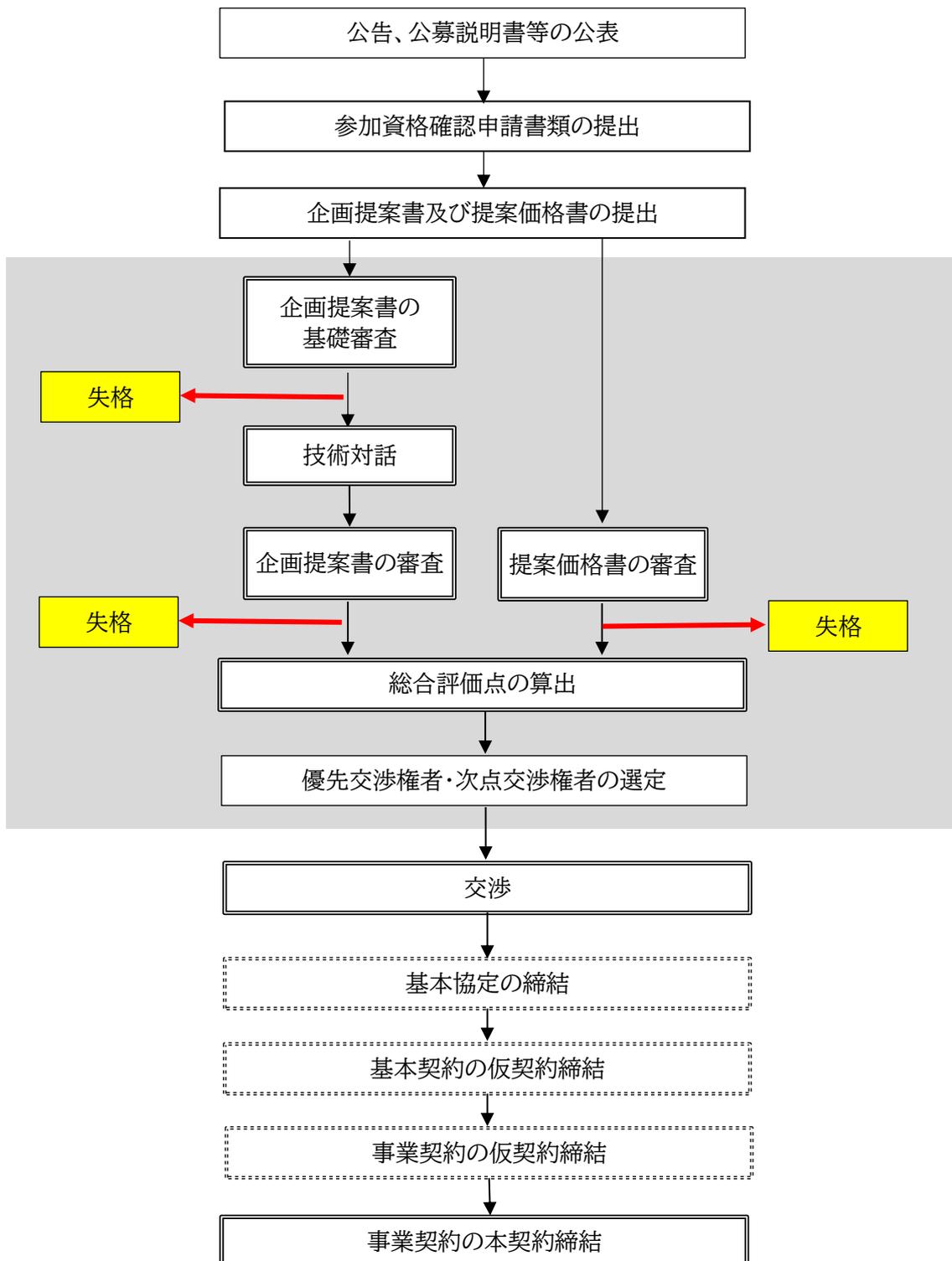
足柄上衛生組合(以下、「本組合」という。)は、令和11年度の施設完成を目指して新可燃ごみ処理施設(以下、「本施設」という。)を整備する計画としている。

本事業は、新可燃ごみ処理施設の整備及び運営を一体的に行うDBO方式の事業方式を採用しており、本施設の基本性能を発揮させつつ、民間の創意工夫による適正処理(安定性、衛生・安全性、経済性)の提案を取り入れた良質な運営管理と経費の効率化を図る必要があることから、公募型提案方式(プロポーザル方式)により、本事業の事業者を選定するものである。

優先交渉権者基準書は、本事業の事業者を決定するにあって公表する公募説明書と一体のものであり、「足柄上地区新可燃ごみ処理施設事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)が、応募者から提出された企画提案書及び提案価格書を客観的に評価するための方法及び審査項目を示すものである。

第2節 契約締結までの流れ

本事業の優先交渉権者の選定は、下図に示す手順で実施する。



第3節 審査内容

1)基礎審査

本組合は、公募説明書第6章第1節の参加資格確認申請書類の確認結果により、参加資格を有すると認められた応募者から提出された企画提案書の提案内容について確認する。

あわせて、公募説明書第6章第4節の企画提案書類に示す評価項目について、1つでも記載又は提案がない場合は、失格とする。

2)企画提案書の審査

選定委員会では、応募者が提出した企画提案書の内容について、応募者と技術対話を行った上で、得点化し評価する。

3)提案価格書の審査

選定委員会では、応募者が提出した提案価格書について、得点化し評価する。なお、公募説明書第3章第5節の提案上限価格を超える提案をした者及び同節の留意事項②に該当する提案をした者は失格とする。

4)総合評価点の算出

選定委員会では、企画提案書及び提案価格書の審査における得点を合計し、総合評価点を算出する。

5)優先交渉権者等の選定

選定委員会は、総合評価点が最も高い提案を行った応募者を優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、総合評価点が最も高い提案が2社以上ある場合、提案価格書の提示価格が低い応募者を選定するものとするが、提示価格も同額であった場合は、くじ引きにより選定する。

6)事業者の決定

本組合は、選定委員会の選定結果を踏まえて、優先交渉権者と基本協定を締結し、基本契約締結に向けた協議を行い、協議が整った段階で、本事業の事業者を決定した後、基本契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

第2章 基礎審査及び評価基準

第1節 参加資格確認申請書類の基礎審査

公募説明書に記載した参加資格確認申請書類について、書類の不備の有無を確認する。

第2節 企画提案書の基礎審査

企画提案書に記載された内容と、要求水準書の内容に齟齬がないことを確認する。

第3節 企画提案書の評価基準及び得点化方法

企画提案書の内容を技術評価点とし、下表に示す考え方に基づいて、選定委員会で評価を行い、非価格要素の得点化を行うものとする。

評価段階	評価基準	得点化方法 (技術評価点)
A	評価項目において、要求水準を超える実現可能な提案があり、大きな効果が期待できる。	配点×1.00
B	AとCの中間的な提案である。	配点×0.75
C	評価項目において、要求水準を理解した提案であり、一定の効果が期待できる。	配点×0.50
D	CとEの中間的な提案である。	配点×0.25
E	評価項目が、要求水準を満たす程度である。	配点×0.00

第4節 提案価格書の得点化方法

応募者が提示した提案価格書を価格評価点として、下表に示す考え方に基づいて、選定委員会で評価を行い、価格要素の得点化を行うものとする。

得点化方法
価格評価点 = 配点×(最低提案価格÷応募者の提案価格) ※価格評価点は小数第3位を四捨五入して、小数第2位まで算出する。

第5節 総合評価点の得点化方法

企画提案書を評価した技術評価点と、提案価格書を評価した価格評価点を、下表に示す考え方に基づいて、総合評価点を算定する。

なお、技術評価点は60点満点、価格評価点は40点満点とし、総合評価点は100点満点とする。(※技術評価点については、点数が36点未満(60%未満)であった場合は失格とする。)

得点化方法
総合評価点 = 技術評価点 + 価格評価点

第3章 評価項目

応募者の企画提案書については、以下に示す項目及びポイントを評価するものとする。

評価項目		評価のポイント		配点案
事業計画に関する事項	事業実施体制	a	本事業の特徴を踏まえた上で、建設段階における確実な施工体制、長期的かつ安定的に事業を遂行するための運営体制（セルフモニタリング・本事業の継続に対するバックアップの考え方などを含む）に関する提案があるか。	3
	リスク管理	a	本事業の特徴を踏まえた上でリスクに対する管理方針及びその対策（負担者、保険活用等）について提案があるか。	4
	地域への貢献	a	設計・建設、運営管理の各段階における地元企業（本組合の構成市内に本店を有している企業）の活用方法（発注分野数、発注額等）に関する具体的な提案があるか。	5
b		運営管理段階における地元人材（本組合の構成市内に在住している人材）の活用方針（雇用方法・雇人数・育成方法等）に関する具体的な提案があるか。		
設計段階における事項	動線計画に関する事項	a	建設地前面のアクセス道路での渋滞を回避するために、敷地内での動線計画（待機車両、車両交差、駐車場等）に工夫が認められる提案があるか。	5
	環境保全対策に関する事項	a	要求水準書に示す公害防止基準値を遵守するための処理技術や、ランニングコストへの影響を考慮した使用薬剤の最適化等を踏まえた具体的な提案があるか。	5
	浸水対策に関する事項	a	事業予定地は浸水想定区域（3.0～5.0m未満）に該当していることを踏まえた造成計画や施設での対応方法について具体的な提案があるか。	4
	施設の長寿命化に関する事項	a	運営期間中の補修・更新等に関する費用の最小化、運営期間終了後の基幹改良工事の考え方に関する具体的な提案があるか。	3
建設工事段階における事項	工事工程の遵守	a	工期を確実に遵守するための工夫及び対策等が十分に検討された提案があるか。（概略工事工程、工程遅延回避、工程遅延時対応及び品質管理等を具体的に示すこと。）	4
	工事期間中の配慮	a	工事期間中に必要な安全対策や、建設工事期間中の周辺地域等への配慮について具体的な提案があるか。（具体的に想定される事例を挙げて、その対策を示すこと。）	4
運営管理段階における事項	運営期間中の安全対策	a	運転管理上の安全確保の工夫（ヒューマンエラーの防止などを含む）について具体的な提案があるか。（具体的に想定される事例を挙げて、その対策を示すこと。）	3
	施設の安定稼働	a	処理対象物が減少し、ごみの発熱量が低下した場合における安定稼働の工夫について具体的な提案があるか。	4
		b	野生動物等（イノシシや鹿等）の処理について、衛生面及び作業性の観点で具体的な提案があるか。	
	処理不適物の監視	a	処理対象物に処理不適物が混入した場合における監視方法について具体的な提案があるか。	3
効率的な人員配置計画	a	効率的な施設の運営管理を遂行するための技術面での工夫や人員配置計画について具体的な提案があるか。	3	
脱炭素への対応に関する事項	脱炭素対策	a	将来的のごみ量の変動を考慮した上で、エネルギー回収率を向上させる工夫や売電収入を最大化するための工夫に関して具体的な提案があるか。	4
自然災害や事故対応に関する事項	自然災害及び事故対応	a	事業予定地における自然災害、施設内での事故（ごみピット火災など）等の当該事象が発生した後の迅速な焼却処理の再開について具体的な提案があるか。	3
環境教育に関する事項	環境教育	a	施設見学者（主に小学生の社会科見学）に対して、創意工夫により過度な設備投資を伴わない費用対効果の高い環境教育や情報提供等が実施できる具体的な提案があるか。	3
技術評価点				60
価格評価点				40
総合評価点				100

第4章 審査結果の公表

優先交渉権者を選定した段階において、選定委員会の評価結果を本組合のホームページにて公表するものとする。

なお、最終的な審査結果については、事業者と基本契約書を締結した段階で、本組合のホームページ上で公表する。